



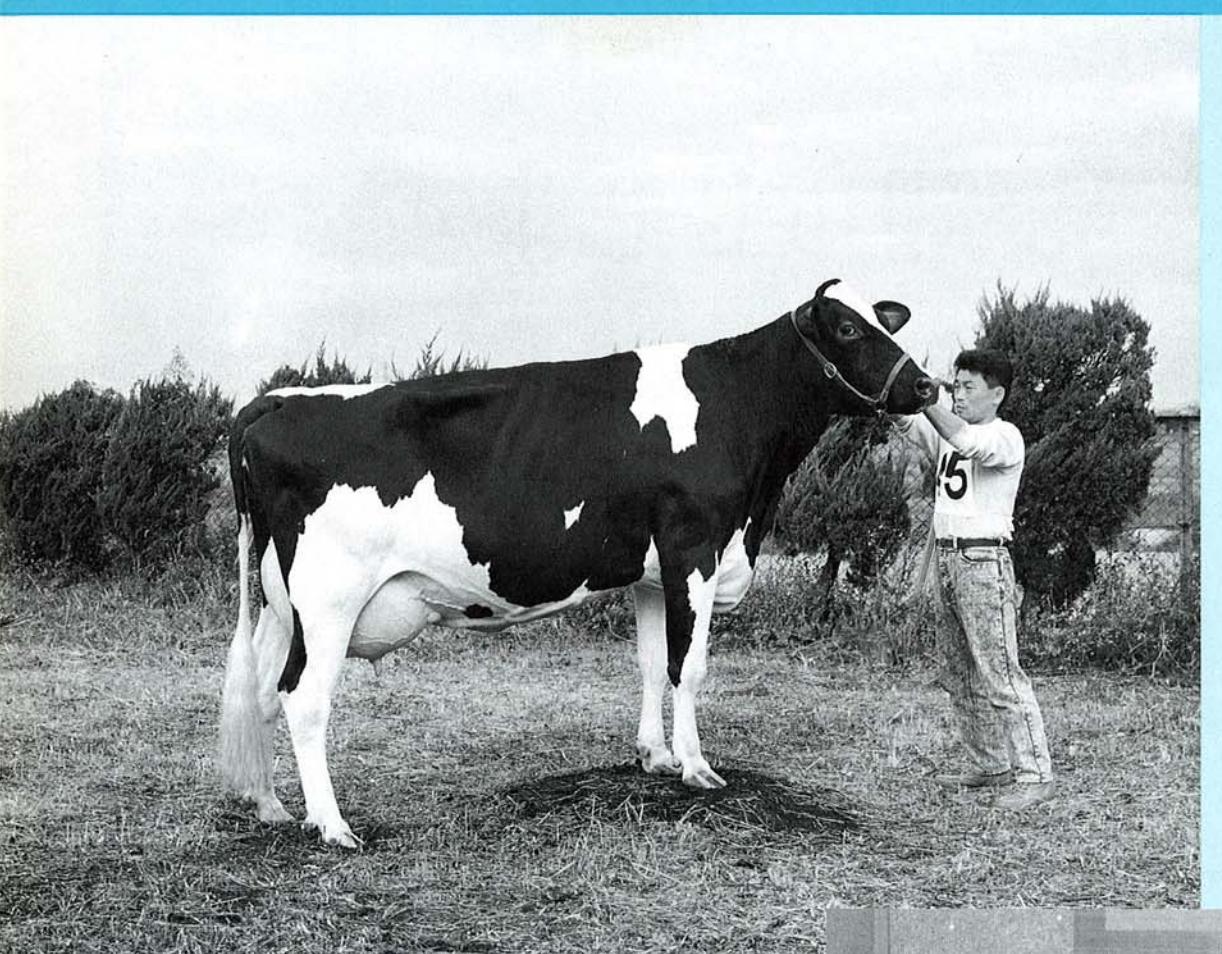
いの里

広報 わしま

12月号

No.208

おめでとう!!
農林水産大臣賞



平成2年12月1日発行

十月二十三、二十四日、新潟県酪農業協同組合連合会主催の第十五回新潟県ホルスタイン共進会が長岡市の中央畜産市場で開かれ、根小屋の栗林仁司さんのブリンセス・クレオ・タイディ号が農林水産大臣賞を受賞しました。

全県から五十六頭の牛が集まり審査されました。良い乳をたくさん出す優良乳牛となるには、背中ががっしりしていること、腰骨が大きく安定していることが条件です。栗林さんの牛はこの条件にピッタリだったのでしょうか。

「この賞は、酪農家であれば一度はほしい賞です。俺も十年にしてやっと手に入れました。」二十六歳の栗林さんは、目を輝かせながら話して下さいました。

現在、村内には酪農家は四軒あります。酪農家という地味な印象を受けがちですが、和島村では平均年齢三十歳の若さでこれからも前向きに取り組んでいます。この賞も栗林さん一人ではなく、四人で手に入れた賞といえるでしょう。



よう
きなさったね

島崎

和田弘美さん

四月に、南蒲原郡田上町からこの和島村に嫁いで来ました。私が生まれ育った村「田上町」ご存じでない方が多いと思いますが、加茂市と新津市の間にあり、「湯田上温泉」「ゴルフ場」そして、あじさい有名な「護摩堂山」と言えば、耳にされた事のある方もいらっしゃると思います。

家族は、父と母。主人と私、近所に義兄夫婦と甥と姪、たくさん犬達と一緒に猫ですが、来年にはもう一人増える予定で、今からとても楽しみにしています。

和島村の印象としては、田上町と同様に緑が多く、自然環境に恵まれていると思います。そして何よりも私にとって嬉しいことは、「海」が近くにあるということです。しかし残念ながら、この恵まれた大自然を利用した公園や、遊戯施設

設が今のところ無いようなので、是非この辺を充実させて欲しいと思います。そして、建設中の良寛の里のオープンや、一一六号線の整備等、とても待ち遠しいですし、これに伴う和島村の発展に、期待していきたいと思います。

私自身は、現在寺泊町に勤めています。村の地名や、多くの事柄、村内ではまだ知っている人も少なく、主人の友人の方々くらいで、その点が不便で困っていますが、和島村「村民」として早く溶け込めるように、いろいろな場に、積極的に参加して、努力していきたいと思います。



世界人権宣言が、1948年(昭和23年)12月10日に国連で採択されてから、今年で42周年目を迎えます。

この日を記念して12月10日を「人権デー」と定め、12月4日から12月10日までの一週間を「人権週間」とし、次の5項目を掲げ、人権思想の普及高揚を図るよう呼びかけています。

1. 国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう
2. いじめ、体罰の根を絶とう
3. 部落差別をなくそう
4. 女性の地位を高めよう
5. 障害者の完全参加と平等を実現しよう

私達は、誰もが、幸福で生きがいのある生活をしたいと願っています。

いじめや家庭内の争いごとをはじめ、うわさ・中傷によるいやがらせ、あるいは近隣騒音、私的制裁の問題など、日常生活の場でしばしば人権問題が起こることがあります。

このような問題でお困りの方は、法務局かお近くの人権擁護委員にお気軽に御相談ください。

相談は、いつでもお受けしますし、無料で秘密は堅く守られますので安心して御相談ください。

和島村の

「過疎地域活性化計画」

をお知らせします

造成された上桐黒坂工業団地

四月一日付で和島村が過疎地域に指定されたことは、広報わしも八月号でお知らせしました。その後、平成二年度から六年度までの前五ヶ年の「過疎地域活性化計画」を策定し、県との協議も終わり、九月定例議会で原案どおり可決されました。

今月号では、住みよい村づくりへの活性化計画をお知らせします。

産業の振興

(一) 現況と問題点

当村における農業の現況は、表一のとおりその基盤となる農家数は二十五年間に二三六戸も減少している。また農家戸数を専業・兼業別にみると、昭和三十五年に専業農家が四七四戸、第一種兼業農家三七七戸、第二種兼業農家一三二戸であったものが、昭和六年には専業が二三戸、第一種兼業が四五戸と減少をし、必然的に第二種兼業が六七九戸に増加しております。経営耕地面積においても三ヘクタール以上の農家は十戸と増加している。特に五ヘクタール以上の農家は三戸あつて大規模農家が育成されており、農地の流動化が今後も進んでいくことが予想される。

以上のことから、耕地の大部分が肥沃な平壠地に集中している自然的条件からみても、今後とも村

的」な施設として車社会に沿つたオートキャンプ場、三島丘陵地を利用した遊休地の開発等、総合的な観光開発を行っていきたい。

▲観光物産館

（一）現況と問題点

当村の道路整備状況は表一二のとおりで、舗装率については三島郡内では一番高く、県の平均をも大きく上回っている。これは、集落内道路について百分百完全舗装を目標に推進した結果である。また永久橋比率でも当村は百分之で郡内及び県の水準を超えている。しかし、改良率は一二・一%と県平均の四六・一%を大きく下回っているが、平成二年四月一日現在では四七・二%となつており今後は隣接する町村を結ぶ幹線道路を整備する必要がある。また、交通量の増

交通通信体系の整備

(二) 事業計画(平成二年度～六年度)

養風致レクリエーション施設の整備を図る。
地場産業の育成は、若者の定着、活性化に必要不可欠なため特に振兴していく。
平成三年四月にオープンする「良寛の里」の中に物産館が建設されることから、この施設を核として地域の特性を生かした産業の育成に積極的に取り組む。

企業誘致では、農業が斜陽のなかで産業構造を変えていくためには不可欠である。このため現在未造成である農村地域工業導入実施計画地区を造成して、特に若者に魅力のある企業を誘致していく。

商業の振興については、交通網

の整備や消費者ニーズの変化によって、他町村の郊外型大規模店舗へと消費が流れていく現状から、商工会を中心とした指導体制の強化と経営の合理化の推進を図るとともに、「良寛の里」オープンによつて観光客による消費も期待できることからも、特色ある商店街づくりを進める。

観光・レクリエーションでは、平成三年四月にオープンする「良寛の里」を中心として緑地公園や海滨公園の整備等、「自主的」で「主体的」な施設の整備を行い、良寛禅師ゆかりの町村と連携をとりながら広域的な観光を目指していく。

その他にも「自主的」で「主体

の基幹産業としての地位を占めていくことに変わりはないが、農業の自立的な発展を期するため、農業基盤の整備を図り、国際競争にも対抗できる強い農家を育成することが必要である。またこれに加えて、より住み良く文化的な農村環境の整備に努めることも重要である。

次に林業では、個々の保有山林面積が少ないとから放任施業や遊休資産の管理程度の感覚が見受けられる。しかも就業者の高齢化が進み、生産性も低く国産材の需要も低いため管理もままならない。

そこで、林業では、個々の保有山林面積が少ないとから放任施業や遊休資産の管理程度の感覚が見受けられる。しかも就業者の高齢化が進み、生産性も低く国産材の需要も低いため管理もままならない。

台風後に植栽された山林面積は、全体の約三〇%を占めており、現在除間伐の適齢期であり、この対策も今後の課題であろう。

(二) その対策

将来とも当村が純農村として位置するため、昭和五十九年度に農村総合整備計画を策定した。これを受けて農村総合整備モデル事業を実施し、農業基盤整備及び農業基盤整備では農業用排水路を、また農村環境基盤整備では防火水槽と、特に農業集落排水(下水道)の整備を行う。更に農村環境施設整備では農村公園等を計画している。併せて農業の近代化と低コスト稲作を推進して、大規模農家を育成するため再圃場整備も検討中である。

表一 経営耕地面積別農家戸数の推移

区分	総数	0.1～0.5	0.5～1.0	0.1～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0 ha以上	例外
昭和35年	983	148	282	394	138	19		2
昭和40年	943	151	276	331	157	27		1
昭和45年	875	122	240	292	165	54		2
昭和50年	805	122	222	257	120	76	4	4
昭和55年	770	107	221	230	135	69	6	2
昭和60年	747	114	219	226	114	61	10	3

の整備や消費者ニーズの変化によって、他町村の郊外型大規模店舗へと消費が流れていく現状から、商工会を中心とした指導体制の強化と経営の合理化の推進を図るとともに、「良寛の里」オープンによつて観光客による消費も期待できることからも、特色ある商店街づくりを進める。

その他にも「自主的」で「主体

事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1)基盤整備 ・ため池等整備事業	新潟県事業負担金 岡場整備 5.0ha	新潟県 和島村	県営事業負担金 新農村地域定住促進対策事業費補助金
・新農村地域定住促進対策事業	岡場整備 400.0ha	新潟県 和島村	県営事業負担金 農業用排水路整備事業(3路線)
・県営再圃場整備事業	農業用排水路 L=3,000m	新潟県 和島村	圃場整備 農業用排水路整備事業補助金
・固体廃農業用排水路整備事業(3路線)	農業用排水路 L=240m	新潟県 和島村	農業用排水路整備事業補助金
・農業用排水路整備事業	農業用排水路 (11路線)L=2,759m	新潟県 和島村	農村総合整備モデル事業補助金
・農地流動化促進対策事業	管理台帳整備、流動化推進、當農改善推進活動	新潟県 和島村	農地流動化促進対策事業補助金
・第3次森林総合整備事業	新植 1.5ha 保育 42.0ha	三島郡森林組合	第3次森林総合整備事業補助金
(4)地場産業の振興 ・特産品開発事業	特產品の開発	和島村	
(5)企業誘致 ・工場団地造成	20,000m ²	和島村	
(7)観光又はレクリエーション ・緑地等利用施設整備事業	キャンプ場、林間広場 8,500m ² 駐車場、管理等	和島村	新農村地域定住促進対策事業費補助金
・良寛の里整備事業	観光物産館、歴史民俗資料館 3棟等	和島村	「ふるさとづくり特対事業」
・宿泊研修施設	本造・平屋建 1棟 231m ²	和島村	

平成2年度

予算執行状況

平成2年度第1回目の財政事情の公表として、上半期(9月30日現在)における予算の執行状況をお知らせいたします。

本年4月1日発行の「広報わしま」紙上で本年度の当初予算状況をお知らせいたしましたが、一般会計につきましては、その後4回の予算補正を行い、9月30日現在の予算額が、2,162,317千円となっています。

補正予算の主なものといたしましては、埋蔵文化財发掘に伴う歳入歳出、人事異動に伴う人件費の組み替等を措置いたしました。

主な経費の執行状況をご説明いたします。

★平成2年度上半期(9月30日現在)予算執行状況

会計名		当初予算額	現計予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
一般会計		2,000,000	2,162,317	972,714	45.0	687,451	31.8
特別会計	国民健康保険特別会計	196,250	241,885	128,145	53.0	59,238	24.5
	老人保健特別会計	320,651	333,190	137,940	41.4	129,084	38.7
	農業集落排水事業特別会計	220,800	290,181	28,883	13.8	35,081	16.8
	公共下水道事業特別会計	284,000	286,941	14,032	4.9	36,313	12.7
計		3,021,701	3,233,514	1,281,714	39.6	947,167	29.3

★村税の状況

(単位:千円)

区分	当初予算額	現計予算額	収入済額	収入割合
村民税	164,243	176,243	76,573	43.4
固定資産税	150,615	157,915	83,061	52.6
軽自動車税	7,839	8,089	8,095	100.1
村たばこ税	16,800	16,800	7,008	41.7
特別土地保有税	311	311	310	99.6
計	339,808	359,358	175,047	48.7



▲下水道工事



▲歴史民俗資料館

(一)現況と問題点
当村において冬期間孤立したり、中心部から遠く離れた集落は全くなく、集落の移転等に関する緊急な課題は見当たらない。

(二)その対策
今後においても、住民が等しく行政サービスを受けられるよう集落にあたって、集落や地域ブロック単位毎に偏らないように注意をし、推進していくたい。

(一)現況と問題点
の手による、自主的で主体的な取り組みが成されるよう推進していく。
(二)現況と問題点
高齢者が培ってきたその知識と、修得してきたその技術、並びに若者のバイタリティあふれたその行動力と、活力が渾然一体となつた地域が構築されるような「主体的」なあらゆる方策をもててもらう高齢者まで、老朽化して改築期に入っている庁舎を建設してその一部を常に開放し、住民が気軽に行政への参加と活性化にむけての参加ができるよう配慮していきたい。

事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1)学校教育関連施設 ・島田小学校	水洗トイレ 本造校舎改築 校舎 1,002m ² 屋体 776m ²	和島村	公立学校施設整備費補助金
・桐島小学校	グラウンド整備 (造成) 7,400m ² 教材整備 ハソコン 22台	和島村	学校教育設備整備費補助金
・北辰中学校	グラウンド整備 (造成) 7,200m ² 教材整備 ハソコン 22台	和島村	学校教育設備整備費補助金
・教職員住宅	教職員住宅譲渡 1棟	和島村	学校教職員共済組合
(2)幼稚園・スクールバス	スクールバス 1台	和島村	
(3)集会施設、体育施設等 ・テニスコート整備	全天候型 3面	和島村	社会体育施設整備費補助金
・集落開発センター整備	木造2階建 1棟	農家組合	実施農家組合補助

(二)その対策
過疎地域における活性化を推進するため、その最大の核となる施設に役場庁舎を据え、将来においてこの地域を担っていく児童、貴重な体験をその活性化に生かしてもらう高齢者まで、老朽化して改築期に入っている庁舎を建設してその一部を常に開放し、住民が気軽に行政への参加と活性化にむけての参加ができるよう配慮していきたい。

今、なぜ過疎なのか

今なぜ過疎なのか。和島村のおかれている現状と問題点をいろんな側面から分析しつつ、長期的視野に立つてこの計画を策定しました。過疎の原因を一つ一つさぐりながら、過疎からの脱却をめざして、村民の皆さんから意見を出し合っていただきながら、住み良い村づくり、心のやすらぎ村づくりに取り組んでいきたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いします。

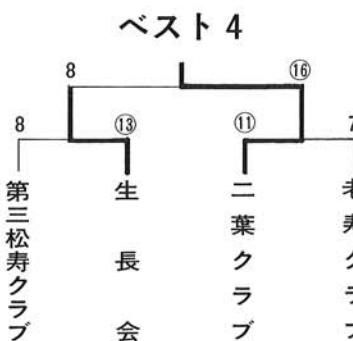


第5回村老連 ゲートボール大会

11月2日、室内ゲートボール場(旧北辰中体育馆)で第5回村老人クラブ連合会ゲートボール大会が行われました。

今、お年寄りに人気のゲートボール。試合は、13のチームが参加して、トーナメント方式で行われました。中には、ユニホームをそろえるチームもみられ、気合が入っているな~と感じました。

結果は、二葉クラブ(下富岡)が生長会(中・下小島谷)を16対8で破り優勝しました。



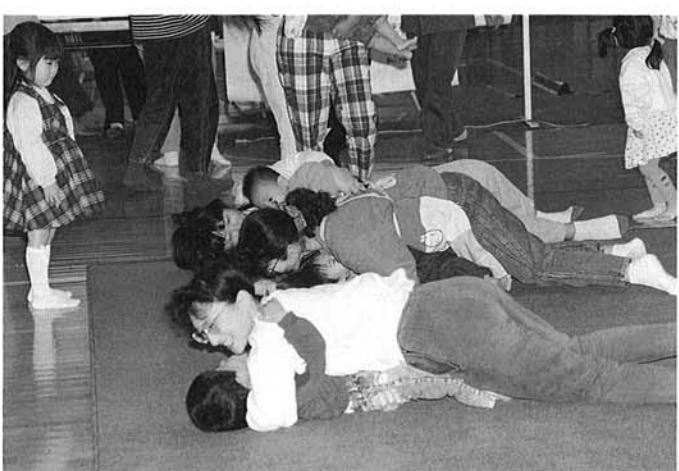
第10回村民文化祭

11月3日・4日の2日間にわたり総合福祉センターと農村勤労福祉センターで第10回村民文化祭が開催されました。

福祉センターでの作品展は、良寛さまの生涯を切り絵で表現した切り絵教室の作品や広報わしまではおなじみの発掘調査の展示などはじめての作品もあり、すばらしい出来でした。

勤労福祉センターでは第4回健康まつりが行われました。食品やがん、公害など沢山のコーナーが設けられ、興味深く展示品をみたり話をきいていました。

4日の芸能発表も子供から大人まで素晴らしい歌や踊りが披露され、2日間を盛大にしめました。



▲親子遊びの広場



▲芸能発表



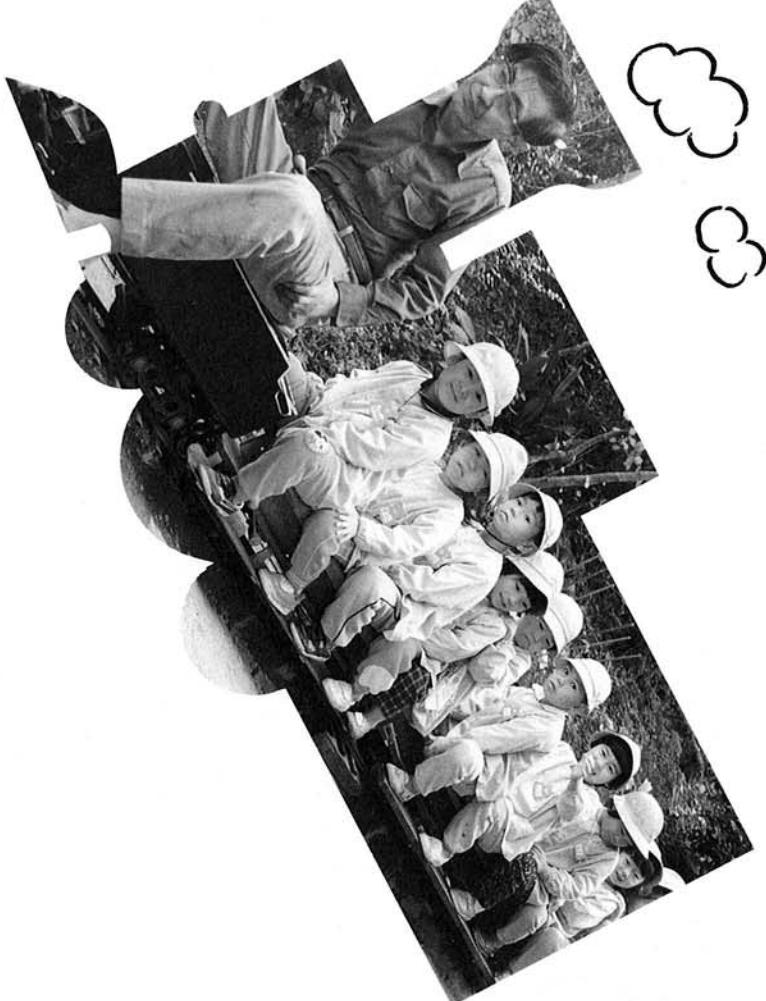
▲埋蔵文化財遺跡発掘調査

ミニSL体験

シユツシユツボッポッ庭を走るよ。遊園地のジェットコースターよりもスリルは満点、気分は最高。ぼくらを乗せてSしは、庭を何回も何回も走ったんだよ。

11月9日、保育所の子供たちは、東保内の佐藤昭一さん宅でミニSL体験をしました。みんな「楽しかった」「おもしろかった」と満足した顔でした。

このミニSLは、かつて東海道線において特急つばめ号をけん引し、煙除板につばめのマークがついて人気があったC62型の2号機を縮尺 $\frac{1}{8}$ で佐藤さんが製作したものです。



出来事

もうすぐ一年年

11月7日、島田小学校では、入学前の幼児の健康診断が行われました。

はじめに歯科、内科の検診をうけ、その後視力、聴力の検査をうけました。みんな静かに先生の話をきくのはもちろん、「はい」「聴こえました」と先生の質問にもハキハキと元気よく答えていました。

返事もきちんとできて、みんなもうすぐ一年生。春が待ち遠しいですね。



和島村の将来を担う青少年の健全育成を目的に「家庭教育研修会」が十一月十三日、十六日、二十日の三日間にわたって開催されました。これは和島村青少年育成村民会議の主催で三校の校長先生を講師にお招きし、一時間半にわたって講演をいただきました。その後、質疑に入り、沢山の質問にわかり易く答えられていきました。講話は、校長先生の教育方針や子供たちの実態などをヨーモラスたっぷり話され、とても有意義な時間でした。



家庭教育研修会

雇用促進
住宅 サン・コーポラス青葉台
～入居のご案内～

●建物の概要 2棟

鉄筋5階建 80戸建 3DK（和室6畳、6畳、4.5畳）ダイニングキッチン、ガス（都市ガス）、水道、バス（シャワー付き）、トイレ

所在地 長岡市青葉台2丁目1番地16

駐車場 80台収容、有料、料金未定（消雪パイプ完備）

●入居開始日 平成2年12月16日以降

●申し込み先 長岡公共職業安定所

●入居できる方

1. 公共職業安定所の紹介で住居を移転して就職する方や、転勤又は事情があって現在住宅にお困りの方
2. 雇用保険の被保険者である方
3. 同居の親族と一緒に入居する方
4. 毎月の収入額が、家賃と共益費の合計額の5倍以上ある方
5. 確実な連帯保証人がある方

●家賃

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 移転就職者の方 | 月額30,385円 |
| 2. 移転就職者以外の方 | 月額36,462円（消費税込） |

●共益費

月額 500円
家賃の2カ月分に相当する額

●敷金

1. 雇用促進住宅借受申請書

2. 同居する親族全員の住民票又は住民記載事項証明書

3. 雇用保険の被保険者証の写

地域名	募金額(円)	地域名	募金額(円)
上小島谷	22,400	上桐	63,000
中小島谷	29,400	三瀬ヶ谷	11,200
下小島谷	37,800	北野	32,200
駅前	86,100	根小屋	14,000
下富岡	39,900	荒巻	37,100
若野浦	10,500	新田	16,100
阿弥陀瀬	21,700	中央	27,300
高畠	15,400	下町上	38,500
日野浦	33,600	下町下	44,800
中沢	39,900	川端	27,300
梅田	13,300	道城下	21,000
東保内	49,000	法善町	15,400
村田	43,400	寺町	17,500
城之丘	30,100	小谷	4,900
両高	53,900	合計	896,700

長岡公共職業安定所では、平成2年十月から情報誌（広報ハローワーク長岡）を発行することになりました。

内容は、職業安定所からのお知らせや、中高年齢（四十五歳以上）の求職者等を主体とした求人情報などです。

発行は、毎月一回で、市町村役場や商工会等に掲示しておりますので、ご利用されますようお知らせいたします。

ハローワーク長岡
長岡職安からのお知らせ

今月の納税

※ 固定資産税	第3期分
※ 国民健康保険料	12月分
※ 国民年金保険料	12月分
※ 幼稚園保育料	12月分
※ 保育所保育料	12月分
※ 水道使用料	12月分

（今月の納期限は25日です）

ありがとうございました
共同募金一、二〇九、五八六円

十月一日から実施致しました赤い羽根共同募金につきましては、区長はじめ、事務所、学校、村民の皆さんの協力により別表の実績をおあげることができました。厚くお礼申し上げます。募金は、新潟県共同募金会へ納入り、平成三年度に募金の配分金が和島村社会福祉協議会に約九十四万円交付され、

社協議会に約九十四万円交付され、

村社社会福祉の財源として活用さ

れます。

○戸別募金：八九六、七〇〇円

○事業所募金

二三七、〇〇〇円

○学校募金：三九、六五九円

○その他：三六、二二七円

12月9日(日)は 参議院新潟県選出議員補欠選挙の投票日です

参議院新潟県選出議員補欠選挙が11月21日告示され、12月9日が投票日となります。

平成2年8月20日以前に住民票が作成された人又は転入届した人及び昭和45年12月10日以前に生まれた人。

◇投票できる人

参議院の選挙は、国政の選舉ですから、住所を移した人でも名簿登録地の市町村で投票できます。

◇住所を移した人

朝食を済ませたら、まず投票所へおいで下さい。

◇投票時間は午前7時～午後6時

朝食を済ませたら、まず投票

◇入場券を忘れずに

入場券をお持ち下さい。入場券が届かないときや、なくした方は投票所へ申し出て下さい。

◇字が書けないと

投票用紙には、字をハッキリ

身体の故障や文盲のため、字を書くことができない人は、投票所で申し出ますと係員が代わって書いてくれます。（投票の秘密は必ず守られます）

◇字はハッキリと

投票日当日、所用で投票所に行けない人が、前もって投票できる制度です。この制度を利用して棄権しないようにしましょう。

◇開票

開票は、12月9日午後7時より和島村総合福祉センターにて行う予定です。

◇不在者投票の手続きは早めに

投票日当日、所用で投票所に行けない人が、前もって投票できる制度です。この制度を利用して棄権しないようにしましょう。

◇手書き

印鑑と入場券（届いていない時は不要）をお持ちの上役場までおいで下さい。その場ですぐ投票できます。

◇できる人

○村外で仕事に従事中の人が

○やむ得ない用で、村外に旅

行中や滞在中の人が

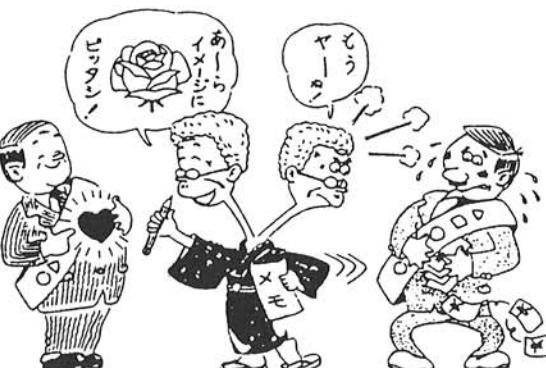
○病気やお産等で、当日歩行

が困難な人

○選管の指定されている病院

や老人ホーム等に入っている人

明るい選挙は
カネより心



※できる日時
11月21日から12月8まで、土曜日や日曜日も行っています。時間は、午前8時30分から午後5時までです。

十二月中の国民年金

◎60歳になる人

昭和五年十二月二日から昭和六年一月一日生まれの人は、掛け金を掛け終りました。

老齢基礎年金の繰り上げ請求を希望する人は、請求できます。

◎60歳以上65歳未満の人

受給資格期間を満たすことがでない人、または過去に保険料の未納や免除があるため、掛け金をして年金額を増やしたい人は、任意加入することができます。

任意加入を希望する人は、必ず役場の窓口へ届け出してください。

◎65歳になる人

大正十四年十二月二日から大正十五年一月一日生まれの人は、老齢（通算老齢）年金の請求をします。

任意加入を希望する人は、必ず役場の窓口へ届け出してください。

◎現況届を出す人

今月生まれの受給者は、現況届のハガキが郵送されてきたら、忘れずに早めに証明を受け、切手をはって自分で出します。

期限まで提出しない場合は、年金が一時差し止めとなります。

ハガキを紛失した時は、国民年金係に申し出してください。

利用しましょう。福祉制度を!!

お年寄りを一時的に預り!

●ショートスティ事業●

お年寄りを介護している方が病気や冠婚葬祭、旅行、農繁期など介護できないときに原則として1回1週間、(やむえない事情の時は延長ができます。)施設でお預りして、介護者のお手伝をします。

ねたきりのお年寄りなどに入浴を!
●小規模ディ・サービス事業●

●小規模ディ・サービス事業●

ねたきりのお年寄り等を特別養護老人ホームの特殊浴槽で入浴ができます。

老人日常生活用具の貸与・給付を!!

●日常生活用品の貸与●

ひとり暮らしの老人や寝たきりの老人に対する、日常生活に便利な特殊寝台や緊急通報装置などの用具を給付、貸与します。

日頃のお家事・介護のお手伝い

●ホームヘルパー派遣事業●

お年寄りや障害者のいる家庭に家事や入浴などをホームヘルパーが訪問してお手伝をします。

入浴を主とした介護のお手伝いは、やすらぎの里から訪問します。

家事を主としたお手伝いは、村のホームヘルパーが訪問します。



*申込みや利用料などについての詳しいことは、役場福祉係にあててお尋ね下さい。

74-3111 内28

思いやり 老いの歩みに 渡る子に

(一) これまでの戸籍に氏名が誤字・俗字であることは、そのままでよいのです。しかし、戸籍の中には、氏名が誤字あるいは俗字で記載されているものもあります。そのため、官公署の窓口等でトラブルを生じ、社会生活上、不便を強いられることがあります。

そこで平成三年一月一日以降は、従来の戸籍に誤字・俗字で記載されている氏名を新しい戸籍に記載する場合には、正しい字を用いることになります。

一、新しい戸籍には 正しい字で 記載します

戸籍はバスポートを取得する場合とか、相続登記をする場合など、いろいろなところで利用されています。

窓口からの お知らせ

**二、申出によつて
正しい字に訂正する
こともできます**

現在の戸籍については、そのままでは正しい字には直りませんが、申出によつて、いつでも戸籍に記載されている誤字・俗字を正しい字に訂正することができます。

**三、申出によつて
難しい字体をやさしい
字体に直すことが出来ます**

戸籍に記載されている氏名が、例えば「邊」と旧字体で記載されているため、ご不便を感じておられる方は、申出により、その字体に対応する新字体（通用字体）である「辺」に直す（便正する）ことができます。

籍に記載した後はその旨をお知らせします。

(二) 戸籍に正しい字で記載します。

ア、婚姻、転籍などによって新しい字で記載されている方について、次のような場合には、新しい戸籍に正しい字で記載します。

イ、養子縁組などによって他の戸籍へ入籍する場合

ウ、戸籍を再製する場合など

（三） 誤字・俗字を正しい字で記載する場合には、届出あるいは戸籍に記載してある旨を記載する場合には、戸籍に後ろにこの旨を記載する。

物理探鉱調査実施についてお願ひ

試掘を実施するにあたっては、地下構造を的確に把握する必要があり、そのためには、最新の科学的な技術を駆使した地質調査を、実施しなければなりません。

国内の資源開発の重要性と地方産業の育成発展の見地から御協力ををお願いいたします。

- 免許更新時窓口で年間を通じ
本人の申請により交付

(十年表彰)

十年以上の運転経験を有し、
過去十年間継続して無事故、無
無違反で五年表彰を受けている
者。

三、受賞資格

県内いすれかの地区交通安全協
会所属の会員であつて、平成二年
十二月三十一日現在運転歴が当該
表彰年限に達し、当該期間中無事
故で、かつ交通事故又は、交通違
反により行政処分を受けていない
こと。

○平成二年十二月三十一日現在、
反則行為による累積点数が三点以
下であること。

四、申請期間

平成二年十一月二十五日まで免
許証、安全協会々員証、認印を持参
のうえ役場総務課へおいで下さい。

《12月の保健衛生行事》

月	日	曜	内 容	対 象	時 間	場 所
12	7	金	乳児検診	H元年12月、H2年、1月、4月、5月 8月、9月生まれ乳児	午後1時30分～ 2時30分	福祉センター
			麻 痹	個人通知	午後1時30分～ 1時45分	"
			リハビリ	希望者	午前10時～4時	桐島農協構造センター

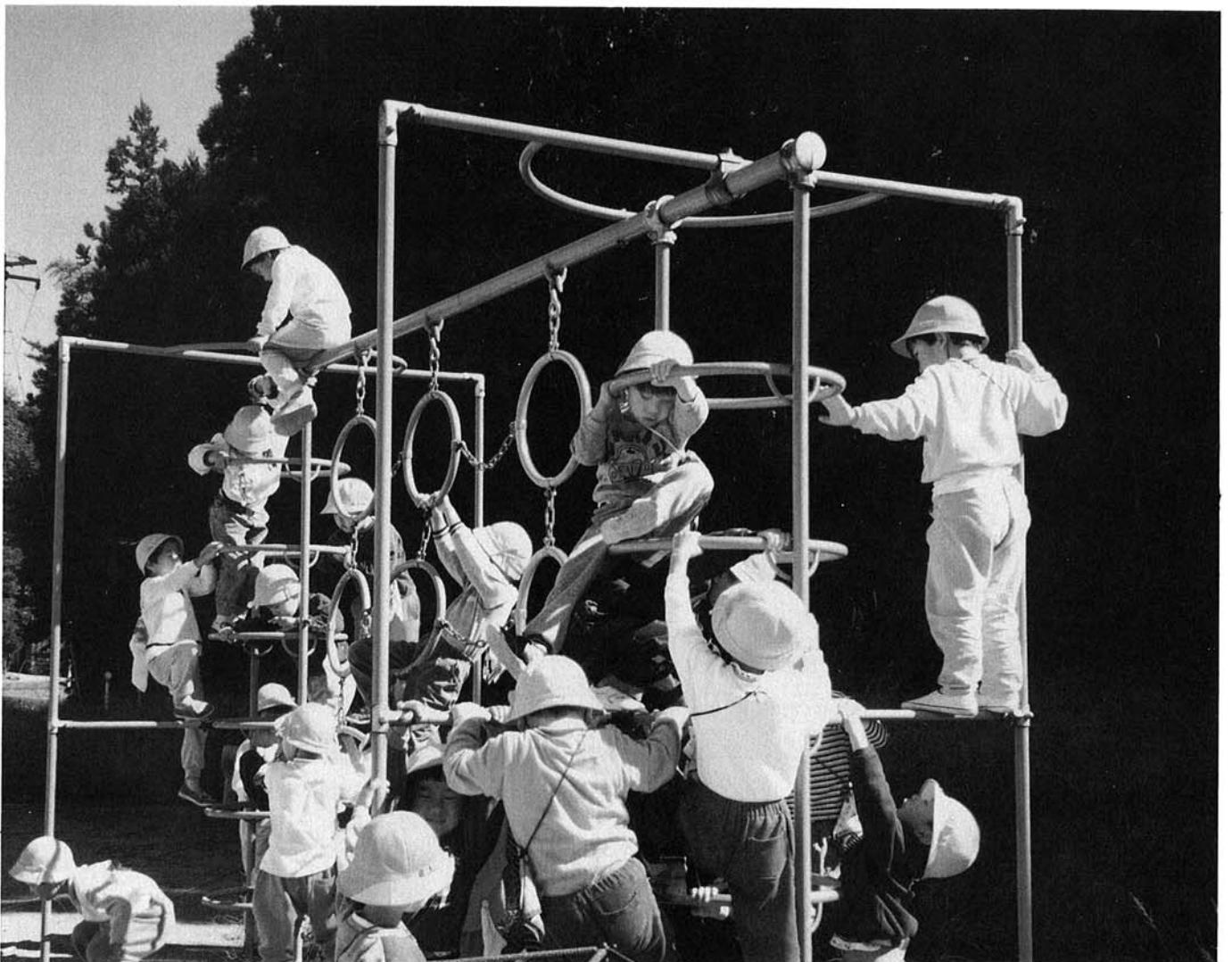
作業停電

12月10日(月)
午前9時30分～11時30分まで

- 篠田の一部
- 村田全部

和島村 国民健康保険

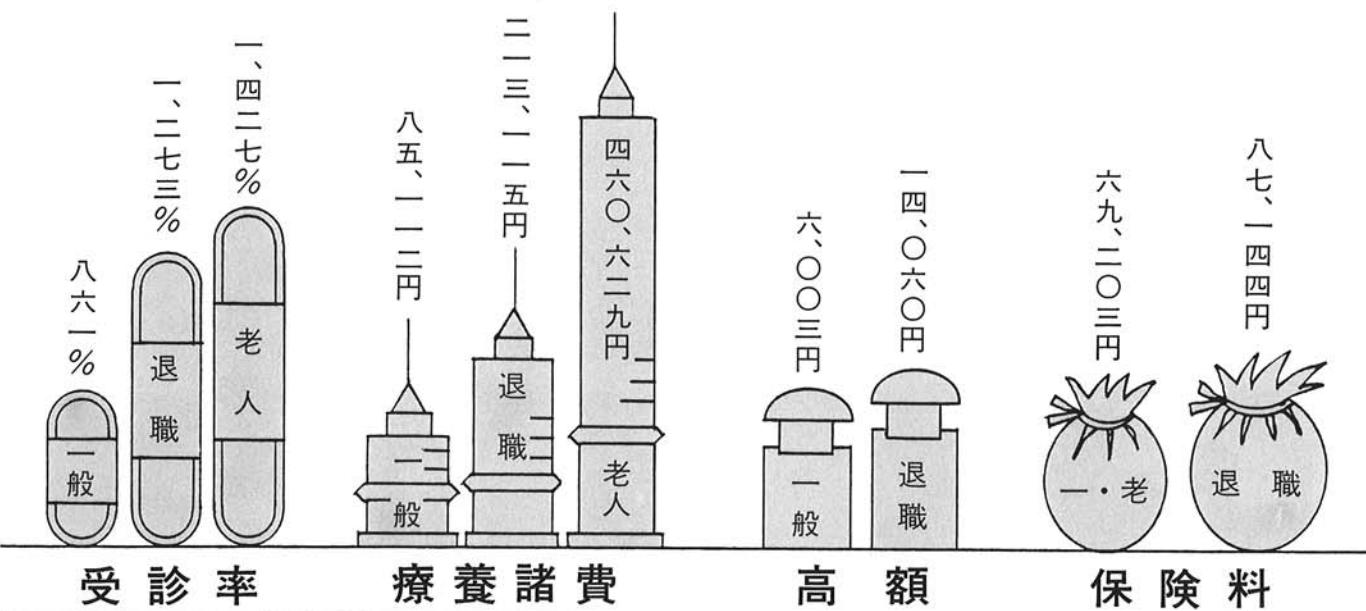
平成2年12月



さむくても そとであそぼう
元気よく

『国民健康保険料のゆくえ』

平成元年度の医療費等の1人当たりは下図のとおりです



いきいき家庭の健康づくり

長寿社会をむかえたとはいっても、私たち一人ひとりにとって、やはり病気は大敵です。とくに、がん・心臓病・脳卒中などの成人病は、生活習慣病ともいわれています。成人病予防対策はすべての健康づくり対策に通じています。

家族そろって健康で豊かにすごしましょう!!



ことしのかぜ対策

かぜは、自分で気がつかないのも含め、年に一人平均7回はひいているとされています。そんな身近な病気“かぜ”をこじらせないためのポイントは――。

- 規則正しい生活
過労や寝不足、偏食などがかぜの引き金になります。
- からだを鍛える
スポーツなどでからだを鍛えると、かぜに負けない抵抗力ができます。
- 乾布まさつで血行をよくする
乾いたタオルで全身をまさつすると、皮膚の新陳代謝をうながし、血液の循環がよくなつて寒さに対する抵抗力ができます。
- うがいを習慣づける
のどは口や鼻からの細菌感染におかされやすいので、外出したあとや寝る前にはうがいの習慣をつけましょう。
- ビタミンCをたっぷり
ビタミンCはウイルス感染に抵抗力をつける働きがあります。野菜や果物などを積極的にとりましょう。
- もしかぜにかかったら
とにかく安静が第一。卵酒やしうが湯でからだをあたため、横になつて休みましょう。

国民健康保険

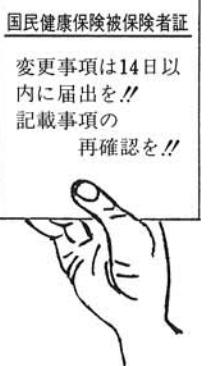
国保のしくみ

者)になります。

(お互いが助け合う
医療保険制度です)

(一人ひとりが
被保険者です)

(被保険者証は
大切に保管を)



和島村国保だより

わたしたちは、家族みんなが健康で豊かな生活をおくることを願っています。

しかし、家族のだれかが病気にならなければなりません。

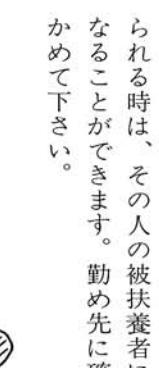
こんなときのために加入者(被保険者)が収入や人數などに応じて保険料を納め、お互に医療費を出し合う相互扶助が目的の制度です。

国保の事業を運営するのは、わたくしが住んでいる和島村です。みなさんから納めていただく保険料などで医療費の支払いや疾病予防など健全な運営を心がけています。

一人ひとりが被保険者でも、国保へは世帯ごとに加入します。加入手続きは世帯主がまとめて行ない、一世帯に一枚の被保険者証が交付されます。ただし、大学などに修学する人や仕事など長期に和島村を離れる人には、申し出により別に被保険者証を交付します。又、退職者医療の被保険者には退職者用の被保険者証が交付され

国保に加入している人がいる世帯(滞納している世帯を除く)には、「国民健康保険被保険者証」が交付されています。被保険者証は、お医者さんとかかる時の「お金」の役目をします。被保険者証の記載事項に間違いがあります。国保に加入している人で、その人の収入が一般には、年間収入が六〇万円未満(六〇歳以上は一一〇万円未満)の場合主として生計を維持している親族がほかにもらえる時は、その人の被扶養者になります。勤め先に確かめて下さい。

職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、村に住んでいる人はみんな和島村国保の加入者(被保険



和島村国保だより

- こんなときは必ず届出を
- 国保に加入するとき
- 転入してきて職場の保険に加入していない人
- 会社などを退職したとき
- 子どもが生まれたとき
- 保護廃止通知書、印鑑
- 保険証、印鑑
- 転出するとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 生活保護を受けなくなつたとき
- 死亡届、保険証、印鑑
- 亡くなつたとき
- 生活保護を受けるようになつたとき
- 保険証、保護開始決定通知書、印鑑
- 退職者医療制度の対象になつたとき
- 保険証、退職年金などの裁定通知書又は年金証書、印鑑
- 村内で住所が変わつたとき
- 保険証、印鑑
- 世帯主や氏名が変わつたとき

※そ の 他

- 保険者医療制度の対象になつたとき
- 保険証、退職年金などの裁定通知書又は年金証書、印鑑
- 村内で住所が変わつたとき
- 保険証、印鑑



國保の給付のいろいろ

- 保険証、印鑑
- 世帯を分けたり、一緒になつたとき
- 保険証、印鑑
- 保険証を破いたり失くしたとき
- 破いた保険証、印鑑
- 国保に関する異動や変更事項などは14日以内に届出をしましょう。
- 保険証、印鑑
- 保険証を貰ったとき申請により一定額が支給されます。

- 療養費
- 病気やケガなどの医療費で、被保険者が病院の窓口で三割(二割)支払い、国保が七割(八割)を支払います。

- 治療用の器具(コルセットなど)を作つたとき申請により一定額が支給されます。

※高額療養費

- 1、被保険者が不幸にして亡くなられたとき申請により支給されま

※助産費

- 2、被保険者が不幸にして亡くなられたとき申請により支給されま

※葬祭費

- 3、同じ世帯で過去一年間に三千円(村民税非課税世帯は二万二千二百円)を超えた額が申請により支給されます。

※高額療養費

- 4、長期間継続して高額な治療が必要なときなど不明なことは国保係におたずね下さい。

国保の担当課長紹介

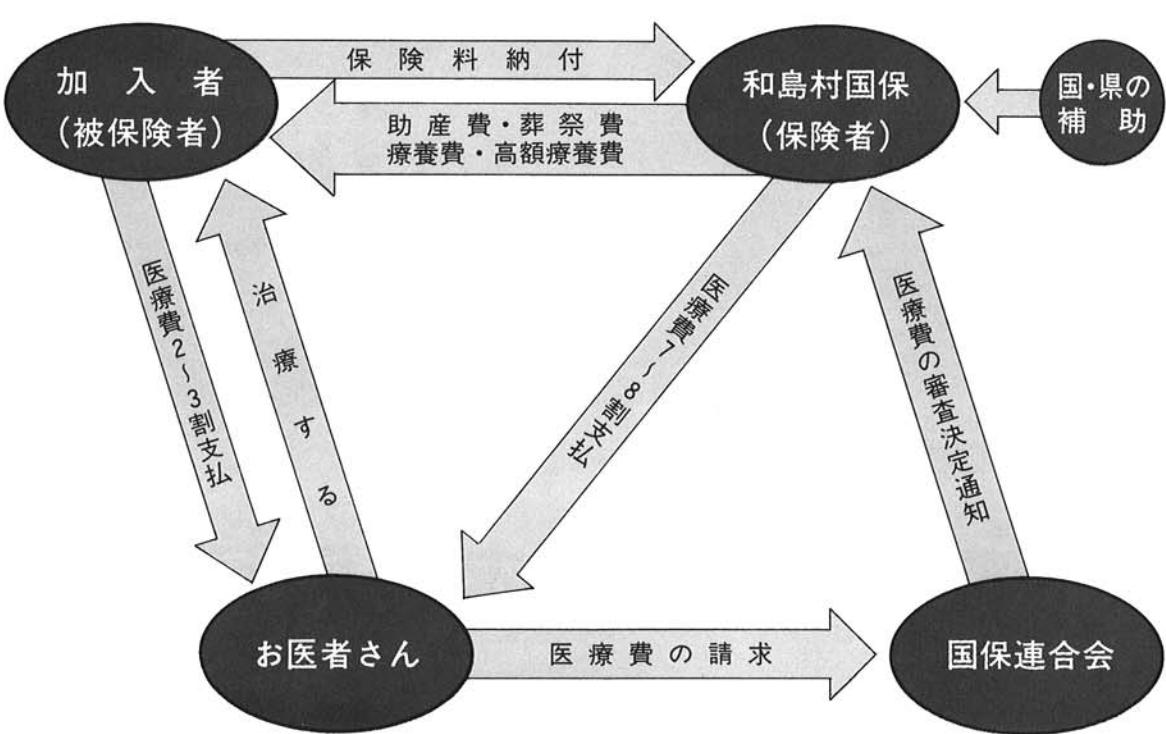


国保についておもうこと

村づくり、町おこしと盛んにわれておりますが、村づくりに欠かせない資源……その中で何より大切なのは人間という資源だといわれます。住民一人ひとりが健

な資源になる……今後の村づくり

しっかりとみがいて 虫歯予防



和島村国保だより

わたしたちは、家族みんなが健康で豊かな生活をおくることを願っています。

しかし、家族のだれかが病気をしたら、思わずケガをしたときはお医者さんにかかり、はやく健康にならなければなりません。

したが、思わずケガをしたときはお医者さんにかかり、はやく健康にならなければなりません。

こんなときのために加入者(被保険者)が収入や人數などに応じて保険料を納め、お互いに医療費を出し合う相互扶助が目的の制度です。

国保では、世帯主や家族の区別なく、未成年者や幼児も一人ひとりが被保険者です。

こんなときのために加入者(被保険者)が収入や人數などに応じて保険料を納め、お互いに医療費を出し合う相互扶助が目的の制度です。

しっかりとみがいて 健康は明るい家庭のくらしから